破産手続廃止

平成２５年（フ）第８７５５号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1979―375
破産者　吉森　健一
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７５６号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1979―375、開始決定時の住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4877
破産者　吉森　　章
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０４６号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町564番地15エクレール金子203
破産者　塚根健之進
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１０２号
埼玉県深谷市東方町１丁目７―12
破産者　井草　栄二
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１７８号
東京都練馬区関町南４丁目15番４―401号
破産者　順信物産株式会社
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５７８号
東京都中央区東日本橋１丁目１番20号　三幸日本橋プラザビル２階
破産者　株式会社ＥＱアソシエイツ
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５７９号
東京都杉並区高円寺南５丁目20―７　ウイング高円寺南501
破産者　米澤　俊昭
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６５１号
東京都千代田区岩本町３丁目４番６号
破産者　株式会社カデンザ
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６５２号
東京都中央区勝どき５丁目５―14―203　中川方、住民票上の住所東京都荒川区東日暮里６丁目60―２
破産者　安達　寛高
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２０１号
埼玉県八潮市大字大曽根1497
破産者　山下　秀明
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２２３号
東京都世田谷区船橋４丁目１―15
破産者　前田　　剛
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７６号
神奈川県相模原市中央区上溝3876　石橋団地３―404
破産者　飯島　昭彦
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６１号
栃木県栃木市万町23番４号
破産者　有限会社森龍
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６２号
東京都台東区寿４丁目10―８―301
破産者　森田　隆浩
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４５号
東京都武蔵村山市学園１丁目10番
破産者　有限会社コガテクノ
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４７号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４―８―1406
破産者　古賀　健一
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４８号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４―８―1406
破産者　古賀　朋子
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２６号
北海道函館市本町７番23号
破産者　有限会社ドラムアップ
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６４号
東京都豊島区雑司が谷１丁目47番７号
破産者　有限会社木村モータース
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７０号
東京都府中市新町３丁目１　都営１号棟102
破産者　山口　一治
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目５番地12
破産者　株式会社ＴＬＦ
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７７号
東京都葛飾区水元３丁目３番21号
破産者　株式会社Ｄｅｆｃｏ
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部